

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

平成29年4月21日最高裁判所第二小法廷判決

（平成28年（行ヒ）第14号，特別支給の老齢厚生年金決定取消請求事件）

最高裁判所民事判例集71巻4号726頁

海 道 俊 明

第1 事 実

1 事案の概要

本件は、被上告人（被控訴人，原告。以下「X」という。）が厚生労働大臣（以下「処分庁」という）から、厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの。以下「法」又は「厚年法」という。）附則8条の規定による老齢厚生年金（以下「特別支給の老齢厚生年金」という。）について、同法43条3項の規定による年金額の改定（以下「退職改定」という。）がなされないことを前提とする支給決定（以下「本件処分」という。）を受けたことから、退職改定がされるべきであって本件処分は違法であると主張して、上告人国（控訴人，被告。以下「Y」という。）を相手に、その取消しを求めた事案である。本件における事実経過は以下のとおりである。

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

2 事実経過

平成19年7月31日、X（昭和21年9月18日生まれ。当時60歳。）は、旧社会保険庁長官に対し、法附則8条による特別支給の老齢厚生年金の裁定の請求をした。

同年9月13日、同長官は、上記Xの請求に対し、受給権発生日を平成18年9月17日、被保険者期間を433月として、Xの特別支給の老齢厚生年金の支給裁定をしたが、Xが引き続き厚生年金保険の被保険者であり、支給停止基準額が特別支給の老齢厚生年金の額以上であったため、特別支給の老齢厚生年金の全部の支給を停止した（いわゆる在職老齢年金制度に伴う措置）。

平成23年8月30日、X（当時64歳）は勤務先を退職した。これにより、翌31日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失（法14条2号）し、同年9月17日に65歳に達したことで、Xは、特別支給の老齢厚生年金の受給権者ではなくなった。

同年10月6日、旧社会保険庁長官から事務を引き継いだ処分庁は、Xに対し、Xの特別支給の老齢厚生年金の支給の停止を解除し、同年9月に遡ってその支給を開始する旨の支給決定（以下、「本件処分」という。）を行った。その際、年金額は185万2,900円とされ、法43条3項による退職改定はなされなかった。

同年11月7日、処分庁は、Xに対し、Xが平成23年9月17日に65歳に達したことから、法33条に基づきXの老齢基礎年金と併せて年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間を492月としてXの本来支給の老齢厚生年金の裁定をするとともに、法附則10条により、Xの特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅した旨を通知した。同裁定により、Xの合計年金額は、退職改定がなされたことから、185万2,900円から210万3,400円に変更され、Xは、同年10月分から変更後の合計年金額に基づく支給額を受け取ることとされた。

平成24年4月17日、Xは、関東信越厚生局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、本件処分について審査請求をしたが、審査官は、同年6月

13日、同審査請求を棄却する決定をした。

平成24年8月13日、Xは、社会保険審査会に対し、本件処分を取消を求めて再審査請求をしたが、同審査会は、平成25年1月31日、同再審査請求を棄却する旨の裁決をした。

平成25年8月1日、本件処分に対しXは本件訴えを提起した。

第2 審理経過

1 第一審判決（東京地判平成26年11月13日金融・商事判例1522号17頁）

第一審における主要な争点は、①訴えの適法性（授益的処分の取消しと訴えの利益）と、②処分の適法性（Xの特別支給の老齢厚生年金の額について退職改定をしないことの適否）である。第一審は、①の争点については、本件処分の中には「退職改定をしないまま…年金の額を定めることもその内容に含む」のであり、仮に取消判決がされれば、取消判決の拘束力（行訴33条）により、処分庁は判決の趣旨に従って退職改定をした上で年金額を定めることをも併せて、再度決定をする必要があり、訴えの利益はあるとした。そして、②の争点につき、概ね以下のとおり判示した（なお、「」内は判文の引用であり、〔〕内は筆者による注、その他特に括弧のないものは、見出しも含め筆者による要約である。以下、本稿において同じ。）。
法43条2項の趣旨は、「特別支給の老齢厚生年金であれば、60歳に達するなどしてその受給権を取得した（厚年法附則8条）後に、引き続き厚生年金保険の被保険者であった場合、受給権を取得した後も引き続き被保険者期間が更新されるが、被保険者として在職している間は年金額を固定することとし、被保険者期間の更新に応じて年金額を増加させることはしないこととしたもの」である。

「一方で、厚年法43条3項は、被保険者である受給権者が適用事業所を

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

退職するなどして被保険者の資格を喪失した場合、被保険者期間が更新されることがなくなるので、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とされていなかった受給権を取得した月以後における被保険者期間を含めて、その年金額について再計算をすることとしたものと解される。」

同項が、「退職改定の要件として被保険者の資格を喪失した日から一定の期間の経過を要することとしている……のは、厚年法が、被保険者の資格の得喪を事業所単位で捉えている……ことから、例えば、同一企業内において他の事業所への配置換えがされた場合であっても、被保険者の資格が形式的には喪失することとなるし、また、被保険者が事業主と話し合いをし、いったん退職をした上で直後に再雇用を受けるといった、いわば退職を偽装するような場合も考えられるところ、これらの場合については……、被保険者として在職している間は年金額を固定することとした厚年法43条2項の趣旨に照らすと、退職改定をするのは相当でないため、退職改定の要件として、被保険者の資格を喪失したという状態が一定期間継続していることを確認する必要があることとされたもの」である。

昭和44年法律第78号による法改正によって、退職改定は、「資格を喪失した日や月の日数いかにかわらず、資格を喪失した月の翌月に退職改定をすることとされたもの」である。

「……厚生年金保険に係る保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされ（厚年法81条2項）、被保険者は、事業主と共に、保険料の半額を負担するものとされている（厚年法82条1項）のであり、被保険者である受給権者は、受給権を取得した日以後の被保険者期間につき、保険料の負担という経済的な出捐を課されていることからすれば、被保険者である受給権者が被保険者の資格を喪失し、当該需給に係る老齢厚生年金の支給がされる場合には、その額の計算の基礎に受給権取得後の被保険者期間を参入するのは当然」である。「そして、年金の支

給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとするとしてされており（厚年法36条1項）、老齢厚生年金の受給権が消滅した月であっても、当該老齢厚生年金は支給されるものである。」

「……厚年法43条3項中の『被保険者である受給権者』という主語は、その文理上、第1要件中の主語として定められているものであり……、〔これが第2要件の主語になる場合〕第2要件の内容が不明なものとなる」。〔……被保険者である受給権者であって、その被保険者の資格を喪失した者をその〔第2要件の〕主語とすることを含意するものとは解することができるものの、そのことを超えて、同条3項の文理解釈として、その者が、被保険者とならないまま被保険者の資格を喪失した日から起算して1か月が経過した時点においてもなお受給権者であることを要するということまで定めているものと解することはできない。〕

「……被保険者が資格を喪失した状態の期間が1か月とされているのは、喪失した日や月の日数のいかんにかかわらず、被保険者の資格を喪失した月の翌月に退職改定がされるようにしたものと解されることからしても、同じ月に被保険者の資格を喪失したにもかかわらず、〔65歳の誕生日をその1か月の間で迎えるか否かによって〕退職改定がされる場合とされない場合が生ずるような解釈を採るのは適切でない」。

Yの主張は、そもそも、老齢厚生年金の額の改定は、当該老齢厚生年金の受給権を前提とするものであり、その受給権が消滅した後に当該老齢厚生年金の額を改定することは法上予定されていないとの考え方に立脚するものであるかもしれないが、法において、老齢厚生年金の受給権が消滅した後は当該老齢厚生年金の額の改定がされることはない旨を明確に定める規定は見当たらない。

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

2 原審判決（東京高判平成27年9月9日金融・商事判例1522号13頁）

原審判決は、概ね以下のとおり判示してYの控訴を棄却した。なお、原審においては、争点①が控訴理由とされなかったため、争点②のみが扱われている。

厚年法43条3項の文理解釈については、第一審判決が説示するとおり。

「Yは、『改定』とは、『改め定める』ことであり、改め定める対象がなければ改定はできないとして、法43条3項により退職改定を行う場合も、退職改定を行う時点において改定対象となる受給権が存在することが当然の前提となっている旨主張する。

しかしながら、退職改定における改定の事由は、被保険者である受給権者が資格を喪失することであり、退職改定日とは資格を喪失した日というものと解される（なお、Yは、『資格喪失日から一か月を経過した時点で受給権が存続している場合』については、資格喪失日が改定日となることを認めている。）、本件のように65歳の誕生日前1か月以内の時点で退職をし、被保険者の資格を喪失した場合で、資格喪失日（改定日）において改定対象となる特別支給の老齢厚生年金の受給権が存在し、その翌月に、特別支給に係る老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その後、1か月の待機期間経過時には65歳に到達しており、特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅した（厚年法附則10条）としても、改定の対象となる給付が存在する以上、退職改定を行うことに格別の問題はない」。

「……特別支給の老齢厚生年金は、昭和60年改正による国民年金法及び厚生年金法等の改正により、公的年金制度が、いわゆる二階建ての年金制度に再編成され、厚年法による老齢年金の支給開始年齢が60歳から65歳以上に引き上げられた際、この引き上げに伴う激変緩和の措置として、当分の間は従前どおり60歳から老齢給付を支給することとし、60歳から65歳に達するまでの給付を特別支給の老齢厚生年金として構成する

こととされたものである。したがって、特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金とが別個の年金として設けられたとしても、上記の趣旨に照らせば、65歳に達した時点において、特別支給から本来支給へ移行するに当たって、連携を持たせた制度設計がされているものとして解釈すべきであり、不均衡が発生することが当然であるかのような解釈は正当でない。

第一審判決が指摘する通り、「被保険者である受給権者は、受給権を取得した後の被保険者期間につき、保険料の負担という経済的な出捐を課されているのであるから、被保険者である受給権者が被保険者の資格を喪失し、当該需給に係る老齢厚生年金の支給がされる場合には、その額の計算の基礎に受給権取得後の被保険者期間を参入するのはむしろ当然のことというべきである。したがって、その算入がされないというのであれば、それを正当化する積極的な根拠が必要になると解されるところ、Yは、『制度設計上の限界であり、やむを得ない』などと主張するにとどまる。

Yの主張を前提とすると、厚年法43条3項は、65歳の誕生日前1か月以内に被保険者の資格を喪失した者は、退職改定がされないことを定めた規定ということになるが、そのような趣旨は、同規定の文言から容易に読み取ることができない」。

3 上告審（最判平成29年4月21日民集71巻4号726頁）

(1) 関係法令の定め

法は、老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、①65歳以上であること、②保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であることのいずれにも該当するに至ったときに支給する旨を定めている（42条。以下、「本来支給の老齢厚生年金」という。）。

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

法は、当分の間、65歳未満の者（附則7条の3第1項各号に掲げる者を除く。）が、①60歳以上であること、②1年以上の被保険者期間を有すること、③保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること（「本来支給の老齢厚生年金保険」の要件②）のいずれにも該当するに至ったときに特別支給の老齢厚生年金を支給する旨を定め（附則8条）、その受給権は受給権者が65歳に達したときに消滅する旨を定めている。

法は、年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする旨を定め（36条1項）、保険給付を受ける権利（以下「基本権」という。）は、受給権者の請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定する旨を定めている（法33条）。

(2) 原審の要約

特別支給の老齢厚生年金は、老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げに伴う激変緩和の措置として設けられたものであり、本来支給の老齢厚生年金に移行する当たり連携を持たせた制度設計がされているものというべきである。

また、被保険者である特別支給の老齢厚生年金の受給権者は、基本権たる受給権を取得した月以後の被保険者期間につき保険料負担という経済的な出えんを課されているのであるから、被保険者の資格を喪失した後に老齢厚生年金の支給を受ける場合には、当該被保険者期間をその額の計算の基礎とするのは当然である。このようなこと等を踏まえると、法43条3項は、退職改定の要件として、資格喪失日から起算して1月を経過した時点において、退職改定の対象となる老齢厚生年金の受給権者であることを求めるものではないと解するのが相当である。

(3) 最高裁の判断

「ア 法43条3項は、受給権者が被保険者である間の老齢厚生年金の額を固定するため、その権利を取得した月以後における被保険者期間をその計算の基礎としないものとしたこと（同条2項）から、被保険者

である受給権者が被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなく待期間を経過したときは、上記被保険者期間をも含めて老齢厚生年金の額の再計算をすることとしたものである。そして、同条3項は、退職改定の対象となる者を『被保険者である受給権者』と定めている以上、待期間を経過した時点においても当該年金の受給権者であることを退職改定の要件としているものと解するのが文理に沿う解釈である。

イ また、法43条3項が前記……のとおり定めているのは、老齢厚生年金の基本権に係る年金の額を上記アの被保険者期間をも計算の基礎とするものに改定することにより、基本権に基づき支払期日ごとに支払うものとされる保険給付の額を、既に発生した保険給付の額も含め、当該改定後の基本権を前提としたものに改定することとしたものと解されるから、法は、退職改定がされる待期間の経過時点においても当該年金の基本権が存することを予定しているものといえることができる。これに加え、特別支給の老齢厚生年金については、前記……のとおり本来支給の老齢厚生年金とは異なる発生要件が定められ（法附則8条）、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に達したときは、受給権が消滅し（法附則10条）、本来支給の老齢厚生年金の支給を受けるために改めて厚生労働大臣による裁定を受けることとされており（法33条）、特別支給の老齢厚生年金の基本権の内容と本来支給の老齢厚生年金のそれとを必ず一致させることは予定されていないと解されることを併せ考えると、上記アのように解することは、老齢厚生年金に関する制度の仕組み等に沿うものといえることができる。老齢厚生年金が保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有していることは、以上の解釈を左右するものではない。

ウ そうすると、特別支給の老齢厚生年金について退職改定がされるた

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

めには、被保険者である当該年金の受給権者が、その被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして待期間を経過した時点においても、当該年金の受給権者であることを要すると解するのが相当である。」

第3 解説及び評釈

1 総論 —— 老齢厚生年金制度の概要

(1) 特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金

昭和60年法律第34号による改正によって、我が国の公的年金制度はいわゆる2階建ての年金制度に再編され、それに伴って老齢厚生年金の支給開始年齢が60歳から65歳以上に引き上げられた。これが、「本来支給の老齢厚生年金」とされるものである。これにより、上告審が冒頭で指摘しているように、①65歳以上で、②保険料納付期間と保険料免除期間の合算期間が25年以上の者に、かかる本来支給の老齢厚生年金が支給されることとなる。

他方で、「特別支給の老齢厚生年金」とは、上記の年齢引き上げによる激変緩和措置として、「当分の間」支給される老齢厚生年金であり、①60歳以上65歳未満で、②1年以上の被保険者期間を有し、③保険料納付期間と保険料免除期間の合算期間が25年以上の者に支給されることとなっている。なお、この「特別支給の老齢厚生年金」は、平成6年及び平成12年の法改正により、段階的に廃止される予定となっている¹⁾。本件では、この「特別支給の老齢厚生年金」にかかる退職改定の要件解釈が問題となった。

1) 具体的には、平成6年法改正により定額部分の支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられ、同部分は平成25年に65歳支給開始となった。また報酬比例部分についても、平成12年改正により平成25年度から平成37年度にかけ、支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げられた。最終的には、男性は昭和36年4月2日以降、女性は昭和41年4月2日以降に生まれた者が60歳になっても、定額部分・報酬比例部分いずれも支給されないこととなっている（法附則8条の2、18条ないし20条）。以上の詳細につき、菊池馨実『社会保障法 第2版』（有斐閣、2018）159頁参照。

(2) 退職改定制度について

ア 制度概要

法43条3項は、「被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは」、資格を喪失した月の翌月から年金額が改定されると規定し、退職改定の要件を「資格喪失要件」(以下、「第1要件」という。)と、「待期間要件」(以下、「第2要件」という。)の二つに分けている。

第1要件は、60～65歳の者で、法43条2項により年金額の計算の基礎から除外されていた者²⁾についても、被保険者としての資格を喪失した場合には、以後支給される年金にはそれまでの被保険者であった期間を含めて改めて計算の基礎に入れる必要があるために設けられた要件である。他方で、第2要件は、厚生年金保険が「企業ごと」ではなく、「事業所ごと」に資格の得喪を捉えている³⁾ため、同一企業内において他の事業所への配置換えがなされたり、同一事業所内であっても事業主と被用者が共謀して、いったん退職した上で再雇用するといった偽装退職がなされたりした場合でも、第1要件は充足されてしまうことから、こういった事態の発生を防止するために、資格を喪失した日から1か月は再度被保険者とならないことを要するとした要件である⁴⁾。

そして、以上の第1要件及び第2要件を満たした場合、資格喪失日までの被保険者期間であった期間も計算の基礎に入れた上で年金の額を改定し、資格を喪失した月の「翌月」⁵⁾から改定された年金が支給されることとなる。

2) 法43条2項は、いわゆる在職年金制度(60歳以上65歳未満の者で、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けるときに、基本月額(年金額を12で割った額)と総報酬月額相当額(毎月の賃金(標準報酬月額)+1年間の賞与(標準賞与額)を12で割った額)に応じ、年金額が支給停止(全部または一部)される制度)の導入に伴い、60～65歳間で年金が支給される場合のその年金額を固定する目的で、受給権取得月以後の被保険者期間を年金額の計算の基礎としない旨を規定する。

3) 法6条1項, 9条, 13条1項, 14条2号等参照。

4) 以上の点については、第一審判決が冒頭部分においてうまく要約がされている。

5) 「1月を経過した日」とは、翌月の対応日の前日の経過(翌月の対応日の到来)を意味する。そして、法43条3項は「1月を経過した」について2度言及をしているため、念のためここで説明し

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

イ 要件解釈と争点

本件における争点は、第1要件の主語である「被保険者である受給権者が」という言葉が、第2要件にもかかるのか否かである。すなわち、待期間を經過した時点で、改定を受けようとする者が、特別支給の老齢厚生年金の「受給権者」である必要があるのか否かが問題となった。かかる争点と結論の違いについて整理しておく。

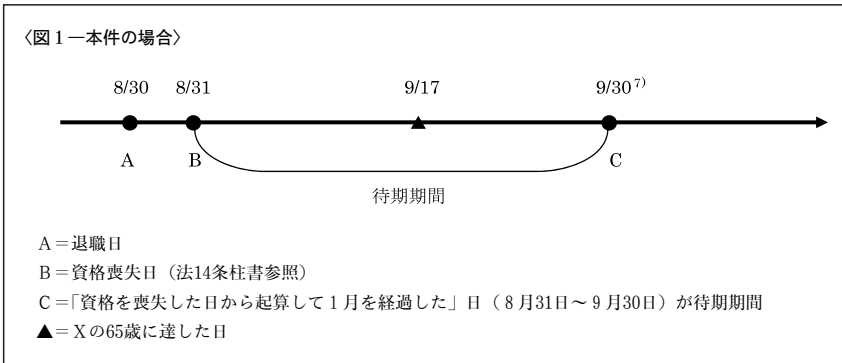
まず、前提として法36条1項が「年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わる」と規定しているため、65歳に達した時点で特別支給の老齢厚生年金の「受給権」は消滅する（法附則10条参照）が、「年金の支給」自体は、その月においてもなされることとなる。この「受給権」は、上告審が言うところの基本権であり、「年金の支給」は支分権ということになる⁶⁾。

そこで、解釈によっては、本件のXのように、65歳に達する月の前月に退職した場合、最後の特別支給の老齢厚生「年金の支給」が改定を受けられるのか

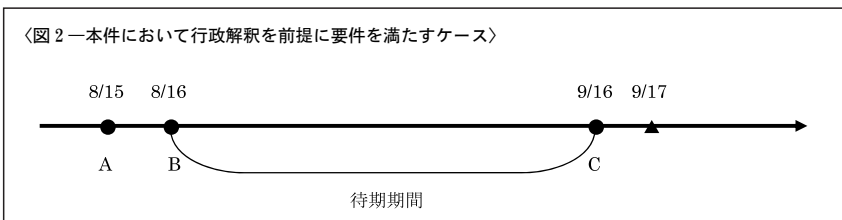
ておく。まず、第2要件の「1月を経過」については、起算日は資格喪失日としている。したがって、法14条柱書により、資格喪失日は、喪失事由の生じた日の翌日となるため、例えば8月31日に退職した者は、9月1日が資格喪失日となり、ここから「1月を経過した日」とは、9月30日を経過し、10月1日の到来を待って初めて待期間が満了することになる（なお、「経過する日」の場合は、9月30日を意味する⁶⁾）。他方で、法43条3項は、退職改定がなされるタイミングについては「資格を喪失した日（第14条第2号から第4号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して1月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する」と定め、死亡による資格喪失の場合を除き、括弧書きにより1日起算日を前倒ししている。この結果、仮に同様に8月31日に退職したとしても、この「1月を経過した日」は、9月30日到来を意味し、例えば、資格喪失事由が退職である場合には、必ず退職した日の属する月の翌月に改定がされるようにしているのである。なお、昭和44年法律第78号による改正前の法43条3項は、資格喪失日から起算して「30日」を経過した日の属する月の翌月から年金の額を改定する旨を定めていたが、これによると、被保険者の資格を喪失した日や月の日数により退職改定がなされる月が異なることもあり得ることから、昭和44年法律第78号の改正時において、資格を喪失した日から起算して「1月を経過した日」の属する月から退職改定がされる旨改められたものである。

6) なお、上告審は「基本権」という用語は用いているが、支分権という用語は用いていない。もっとも、それ故に「基本権」という用語に何らかの特段の意味を持たせようとしたところはなく、いわゆる「支分権」を生み出すものとしての「基本権」という用語として用いているのが素直であろう。これらの用語については、第3、3、②、ウで改めて触れる。

否かが異なってくることになる。仮に、本件において退職改定がなされていれば、Xは平成23年9月の特別支給の老齢厚生年金額が月額17万5,275円となったはずが、これがなされなかったため、月額15万4,408円となり、この差額の2万867円が本件争点によって生じる結論の差ということになる。以上を図示すると以下ようになる。



仮に、第2要件にも「受給権者」要件がかかってくる場合、待期待期間（本件であれば8月31日～9月30日）中に65歳に達すると、退職改定の要件を満たさないことになる。したがって、このような解釈でも退職改定の要件を満たすには、下記図2のように65歳に達する日の1か月以上前（Aから左）に退職をする必要がある。



7) 8月と9月で日数が異なるため、待期待期間の合計日数は図2と1日ずれることとなる。

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

ウ 行政実務と先例

以上の解釈上の問題点についてこれまで学説上特段の議論はなされていなかったが、行政実務は、一貫して待期間経過時において受給権者であることを要すると解釈しており⁸⁾、また、同種事案について東京地判平成25年2月5日（LLI 搭載）及びその控訴審である東京高判平成25年7月4日（LLI 搭載）も、待期間経過時において受給者要件を満たす必要があるとして請求を棄却していた。他方で、上記審理経過で紹介したとおり、本件第一審及び原審がこれと異なる解釈を採用したが、本件上告審判決によって判断が覆された。

以下では、本件下級審判決と上告審の判断の中身について具体的に検討していく。

2 各論 1 — 下級審の判断と上告審の判断

(1) 下級審の判断

ア 第一審判決

第一審判決の結論は、「被保険者である受給権者が」という第1要件の主語は、第2要件にはかからず、したがって、第2要件の待期間経過時までに受給権を喪失していたとしても、最終の（本件では9月の）特別支給の老齢厚生年金の支給においては退職改定がなされるべきであり、本件処分は違法である、というものである。

その理由は、大きく分けて以下の4つにまとめられる。

- ① 法43条3項が第2要件として待期間を設けた趣旨は、あくまで同条2項の趣旨の潜脱防止にある（それ以上を意味せず、受給権を保持していることまで求める趣旨ではない）。
- ② 厚生年金保険に係る保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収されるものとされ、被保険者たる受給権者は、受給権を

8) 判例時報2340号65頁匿名コメント参照。

取得した日以後の被保険者期間につき、保険料の負担という経済的出捐を課されている以上、当該受給に係る老齢厚生年金が支給される場合は、その額の計算の基礎に受給権取得後の被保険者期間を参入するのは当然である。

- ③ 文理解釈上、「被保険者である受給権者が」という主語が第2要件にかかると、「被保険者である受給権者が……被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは」という内容不明の条文となる。
- ④ 昭和44年法改正により、退職改定は、資格を喪失した日や月の日数いかん（すなわち28日しかない月や31日ある月のいかん）にかかわらず、資格を喪失した月の翌月に退職改定をすることとされた。したがって、法はなるべく退職したタイミングが同じ月の人間は同様に扱うべきとしているのであり、同一月に退職した者の内、65歳の誕生日前1か月以内に退職した者とそうでない者とで異なる取扱いをする解釈を採るのは適切でない。

以上を簡単にまとめると、①法43条3項の趣旨（同条2項の潜脱防止）、②出捐と年金の額の対価的相関性、③文理解釈（消極）、④公平性、ということになるろう。

イ 原審判決

原審判決は、第一審判決と同様の結論を、概ね以下の理由付けで導いている。

- ① 文理解釈については第一審判決の理由③と同じ。また、行政解釈によると、法43条3項は、65歳の誕生日前1か月以内に被保険者の資格を喪失した者は、退職改定がされないことを定めた規定ということになるが、そのような趣旨は同規定の文言から容易に読み取れない。
- ② 退職改定における改定の事由は、被保険者である受給権者が資格を喪失することであり、退職改定時は、資格を喪失した日をいうのであ

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

るから、待期間経過時に受給権が消滅していたとしても、改定日において受給権が存在するのであれば、改定がなされるべきである。

③ 特別支給の老齢厚生年金は、老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げに伴う激変緩和の措置として設けられたものであり、本来支給の老齢厚生年金に移行するに当たり連携を持たせた制度設計がされているものというべきであり、（前者において退職改定がなされず、後者においてなされるといった）不均衡が発生することが当然であるかのような解釈は正当でない。

④ 出捐と受給権の対価的相関性については第一審判決の理由②と同じ。加えて、被保険者期間中に出捐した分について算入の基礎から外す場合、それを正当化する積極的な根拠が必要だが、Yは「制度設計上の限界であり、やむを得ない」と主張するのみと指摘。

まとめると、①文理解釈（消極）、②退職改定の基準日、③特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金の連携、④出捐と受給額の対価的相関性、ということになる。なお、上告審による原審判決の要約としては、このうち③と④しかなされていない。

(2) 上告審判決の判断

上告審判決は、結論として「被保険者である受給権者が」という第1要件の主語は第2要件にかかり、したがって、第2要件を満たすには待期間経過時においても受給権が存在していることを要し、Xは9月17日に65歳に達している以上、同月の特別支給の老齢厚生年金の支給において退職改定はされないとした本件処分は適法とした。以上の結論を支える理由は、概ね以下の通りである。

① 法43条3項は、退職改定の対象となる者は「被保険者である受給権者」と定めている以上、待期間を経過した時点においても当該年金の受給権者であることを退職改定の要件としているものと解するのが

文理にあう。

- ② 退職改定の対象は、あくまで「基本権に基づき支払期日ごとに支払うものとされる保険給付の額」であり、法は、待期間中の経過時点においても当該年金の基本権が存することを予定している。
- ③ 特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金は、異なる発生要件が定められており（法42条と法附則8条を比較）、また、本来支給の老齢厚生年金の支給を受けるために改めて厚生労働大臣による裁定（法33条）が予定されていることからすれば、両者の基本権の内容を必ず一致させることは予定されていない。老齢厚生年金が保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有していることはかかる解釈に影響しない。

3 各論2 —— 上告審判決の検討

(1) 上告審判決の評価・意義

ア 評価

結論及び理由付けに賛成。

イ 意義

上記の通り本件は、下級審において行政実務や先行する裁判例と異なる判断がなされていた、特別支給の老齢厚生年金にかかる退職改定につき待期間経過時においても受給権がなお存続している必要があるか、という解釈上の問題点について、最高裁によって確定的な結論が示された事案である。

したがって、いずれ消滅する経過措置であるとはいえ⁹⁾、退職時期の選択について実社会に対して与える影響はそれなりに大きいものと言える。また、超高齢化社会に到来に伴い、老齢厚生年金の支給年齢の更なる引上げとその激変緩和措置に関する議論が今後も生ずるのであれば、本件上告審判決が示した解

9) 注1) 参照。

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

釈はそれらにも影響を与え得る。

(2) 上告審判決の分析（原審の理由付けとの関係と上告審独自の理屈）

本件は、法解釈について第一審判決及び原審と上告審とで判断が分かれた事案である。そこで、以下ではなるべく下級審判決（主として原審判決）の示した理由との比較において上告審判決の分析を行うこととする。

ア 文理の問題

法43条3項の文理解釈の問題として、原審はまず、第一審判決と同様の指摘をしている（上記原審判決の理由①及び第一審判決の理由③参照）。すなわち、「被保険者である受給権者が」という第1要件の主語が第2要件にかかるとすると、「被保険者である受給権者が……被保険者となることなくして……」となり、“被保険者であるか否か”の点で内容不明の条文となってしまう「難点」がある、ということである。この点に関して、上告審は原審判決の要約の中に入れてはいるが、上告審判決自身も「文理」の観点に触れていることから、ここでは両者を対比して検討を加える。

さて、原審判決（及び第一審判決。以下略。）の指摘は上記の通りであり、その「難点」について首肯できない点もないではないが、第一審も指摘しており、「被保険者である受給権者であって、その被保険者の資格を喪失した者をその〔第2要件の〕主語とすることを含意するものと解することができる」のであって、やや指摘として形式的に過ぎる印象を受ける。また、仮に第1要件の主語が第2要件にかからないというのであれば、第2要件は主語の無い規定となるのであり、それはそれで文理として別の問題を生じさせると言わざるを得ない¹⁰⁾。加えて、原審の読み方で法43条3項を解釈し直すとすれば、「被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となる

10) また、両要件は「かつ」という並列的な接続詞で繋がられており、それぞれで主語が異なると解するのも文理に資さないであろう。この接続詞の観点に触れるものとして、齋藤健一郎「判批」自治研究94巻9号131頁（135頁）。

ことなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき（その経過時において受給権は消滅しているものの第36条1項の規定により最終の年金の支給を受ける場合を含む）は……」などといった内容を付加する必要がある¹¹⁾。

他方で、上告審判決は「……同条3項は、退職改定の対象となる者を『被保険者である受給権者』と定めている以上、待期期間を経過した時点においても当該年金の受給権者であることを退職改定の要件としているものと解するのが文理に沿う解釈である」と指摘するのみであるが、原審判決がいう「難点」を解消させつつ、上告審判決の指摘に沿うように解釈すると、例えば、「被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、その後被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは……」のように「その後」を付けるだけで文理上の難点は殆ど解消される¹²⁾。そうすると、形式的な文理の問題としては、原審判決が述べた通りに条文を読み直す方がやや困難を伴うと思われる。

もっとも、形式的な文理の問題としては上記の通りと考えられるが、他方で原審判決の理由①の後半で指摘した部分に着目するとどうか。すなわち、法43条3項が、65歳に達する前1か月以内に被保険者の資格を喪失した者は退職改定がされないことを定めた規定である、ということと同条の文言から素直に読み取ることができるのか、という点である¹³⁾。この帰結は、法36条1項が年金

11) 齋藤前掲注10) 136頁は「被保険者である受給権者（特別支給の老齢厚生年金の受給権を喪失し、本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した者を含む。）」という、主語そのものへの括弧書きの追加という解釈方法を提示するが、概ね本文で述べたものと結論においては同趣旨と言える。

12) なお、第2、2の審理経過において引用はしていないが、原審は、仮に「かつ」という言葉自体から、両要件の間で時間的な前後関係が読み取れたとしても、なお「受給権者要件の存在を前提とした字句や解釈の補充が必要と認められ、厚年法43条3項の規定の文言のみから、時間的な先後関係の全期間にわたって受給権者要件が継続していることを要することが一義的に明らかであるということとはでき」ない、としている。これを前提とすると、本文で指摘した「その後」に加えて「受給権を保持したまま」などといった言葉を更に追加する必要があるが、果たして形式的な文理の問題としてそこまで表現の正確性を要する应考虑すべきかはやや疑問である。

13) 図2参照。Aが▲側に寄れば、B及びCでくられる待期期間も全体として右にずれるのであり、

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

の支払期月について「年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする」と規定しているがために生ずるものであるが¹⁴⁾、そうであれば、それは、あくまで同項が基本権の発生時期と支分権の発生時期を1月ずらしたからこそ偶発的に生じた帰結と言えるのであって、法43条3項が固有に意図するものと解することは困難である¹⁵⁾。むしろ、法43条3項自体は、第一審判決の理由①で指摘されたように、同条2項によって年金額の計算の基礎とはしないものとされた期間につき、被保険者の資格を喪失した後は、これを反映させるべく設けられた規定であって、しかし、その潜脱を防止するために単に待定期間を設けた規定でしかないと解すべきであろう¹⁶⁾。

したがって、原審判決の以上の問題提起は、要するに法43条3項の固有の解釈として、上記帰結が当然に導けるかというものであり、その点に関しては否定的に考えざるを得ないと思われる。しかしながら、同項固有の解釈によって上記帰結が直ちに導けないことと、文理上難がある解釈を採用すべきこととは必ずしも一致するわけではない¹⁷⁾。そうすると、法43条3項の解釈として残された問題は、形式的にはやや難のある原審の読み方を、異なる観点からなお補強することができるのかということになる。仮にそういった補強材料があり、かつそれが説得力のあるものであれば、上告審の結論は法43条3項の仕組み解釈としても導き難いということになるのであるから、原審の解釈を採用すべき

その場合には退職改定がなされないことになる。

14) つまり、基本権たる受給権が消滅した月にも最終の年金の支給自体は行われる（支分権は消滅していない）。

15) むしろこれは、（そのような解釈が許されるとして）法36条1項の存在を前提とした法43条3項の「仕組み解釈」の結果として導かれる帰結（換言すると、仕組み解釈の結果として法43条3項がそのような帰結を許容しているもの）と考えられる。

16) 前掲注4）及びその本文も参照。

17) 逆に、前掲注15)で指摘したように、上告審の帰結は、法36条1項を前提とする仕組み解釈としてはあり得るのであって、原審の解釈を採るには、前掲注11)の本文で示したように、法43条3項の規定に法36条1項の規定をも組み込むような形で、そのような仕組み解釈の帰結を乗り越える必要がある。それをすべきとするだけの補強材料が必要になるとと思われる。

途も出てこよう。他方でそういった材料がないか、あるいは説得力に欠けるようであれば、敢えて文理からより逸れる解釈を選択するのは、法解釈の安定性の観点から望ましいとは言いがたい。そこで、以下ではこのような補強材料が見出せるか否かという観点から考察を加えていく。

イ 特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金との連携

原審の主要な理由付けとして、次に、特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金との連携の点が挙げられる（原審の理由③参照）。ここで、原審は経過措置としての「激変緩和措置」に言及するが、支給年齢の引き上げに伴う激変緩和措置に着目しているところから、むしろその趣意は、特別支給の老齢厚生年金が、元は（昭和60年法改正前は）本来支給の老齢厚生年金そのものであったことを強く意識しているように思われる¹⁸⁾。すなわち、現在、特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金として分離されたものは、昭和60年法改正前においては、60歳から一貫して不均衡なく支給されていた年金であったのであり、途中で退職改定がなされない月が1月だけ存在するということはある得なかったわけで、ここから不均衡発生への強い違和感が生じているように思われる。

対して、上告審は、両年金について発生要件が異なる点、本来支給の老齢厚生年金を受給するためには改めて裁定を受ける必要がある点（法33条）を指摘して、「特別支給の老齢厚生年金の基本権の内容と本来支給の老齢厚生年金のそれとを必ず一致させることは予定されていない」として原審の解釈を否定している（上告審の理由③参照）。この判示は、特別支給の老齢厚生年金がまさしく経過措置としての「激変緩和措置」に過ぎず、「元は本来支給の老齢厚生年金」であったことの性質を希薄化するものと言える。

確かに、特別支給の老齢厚生年金に該当する部分（60歳から64歳の間に支給

18) 他方で、齋藤前掲注10) 137頁以下は、むしろ「経過問題」であることを正面から捉えて、その円滑な解決としては原審判断の方が妥当であると評する。

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

される老齢厚生年金）は、元は本来支給の老齢厚生年金として支給されていたものであったのであり、その点を強調すれば原審の有する違和感ももっとものように思われる。しかし、激変緩和措置としてこれまで通りの老齢厚生年金形式が採られたのは、必ずしも必然であったとは言い難く、立法上の裁量権行使の結果に過ぎないと考えるべきであろう¹⁹⁾。また、この特別支給の老齢厚生年金は、数次の改正によって、段階的に支給年齢が引き上げられ、いずれは廃止される予定となっており²⁰⁾、まさしく「経過措置」としてその役割を終えることが予定されている。したがって、その制度設計は基本的に立法者の広い裁量に委ねられているのであり、“本来の姿”を強調するあまり、“経過措置としての性格”を軽視することは妥当でないように思われる。両制度をなるべく整合的に解釈すべきことは、当・不当のレベルにおいてはそのように言えても、解釈の違法・適法レベルにおいて両制度の整合的・一貫的な取扱いが原則的に要求されるとまでは言い難い。

ウ 基本権と支分権の理屈

上告審は、その理由②において、退職改定の対象は、まずは「基本権に係る年金の額」であり、これがなされることにより、「基本権に基づき支払期日ごとに支払うものとされる保険給付の額」が当該改定後の基本権を前提としたものに改定される、としており、かかる判示が恐らく上告審の最も重要な理由付けと思われる。この年金にかかる「基本権」とは、年金給付を受けるおおもとの権利²¹⁾であり、後述の支分権の根拠となる権利とされている。他方、「支分

19) 委任命令の文脈であるが、例えば、生活保護の老齢加算にかかる保護基準を廃止した告示の違法性が問題となった最判平成24年2月28日民集66巻3号1240号は、激変緩和措置について、「厚生労働大臣は、老齢加算の支給を受けていない者との公平や国の財政事情といった見地に基づく加算の廃止の必要性を踏まえつつ、被保護者のこのような期待的利益についても可及的に配慮するため、その廃止の具体的な方法等について、激変緩和措置の要否などを含め〔傍点引用者〕、上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきである」と判示している。

20) 前掲注1) 参照。

21) 東京地判平成16年5月18日 LLI 05932091。

権」とは、基本権から派生する権利であり、各支払期に支払われる各月分の年金支給を受ける権利のことをいう²²⁾。

この「基本権」及び「支分権」概念については、国民年金法に関する最判平成7年11月7日民集49巻9号2829頁が以下のように指摘している。

〔「国民年金法」16条は、給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づき社会保険庁長官が裁定するものしているが、これは、画一公平な処理により無用の紛争を防止し、給付の法的確実性を担保するため、その権利の発生要件の存否や金額等につき同長官が公権的に確認するのが相当であるとの見地から、基本権たる受給権について、同長官による裁定を受けて初めて年金の支給が可能となる旨を明らかにしたものである。同法19条1項により遺族が取得するのは支分権たる請求権で〔ある〕〕。

厚生年金法も、国民年金法と同様に基本権としての「給付を受ける権利」（すなわち受給権）と「年金の支給」を明確に区別しており（法33条，36条参照），本件上告審は支分権について特に言及はしていないが，上記平成7年最判の理解がそのまま妥当すると考えてよいだろう。したがって，特別支給の老齢厚生年金の受給権が「基本権」であり，各月に支給される年金（を請求する権利）が「支分権」ということになる。そして，注意したいのは，本件上告審が，「基本権に係る年金の額」を退職改定の1次的な対象と捉え，各月に支給される支分権としての年金の額は，この改定後の基本権を前提としたものに，いわば2次的に改定されると理解した点である。そもそも法43条3項は，「年金の額を改定する」と規定しており，「額」そのものが改定の対象であるならば，原審及び第一審判決のように支分権として各月に支給される具体的な「額」そのものを改定すると解することも可能のように思われる。しかしながら，支分権は，基本権の存在を前提としてのみ発生するものとされ，その内容も基本権によっ

22) 堀勝洋『年金保険法 第4版』（法律文化社，2017），234頁。

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

て定まるものとされる²³⁾。したがって、基本権が既に消滅し、支分権のみが残存している時点において、当該支分権が、権利の内容自体を変更する退職改定の独立した対象になると考えるのはやはり困難であろう。

この点に関連して、原審は、その理由②において、改定の基準日はあくまで資格喪失日であり、待期待期間経過時において仮に受給権が消滅していたとしても、改定日（資格喪失日）において受給権が存在するのであれば改定がなされるべき、と指摘している。これは要するに、第2要件の待期待期間を充足させた上で資格喪失時に遡って遡及的に改定がなされることを認めるものである。確かに、このように解することができれば、改定時において受給権が喪失していることを回避することは可能である。もっとも、法43条3項は、第1要件及び第2要件を満たした「ときは、……資格を喪失した日（……）から起算して1月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する」と規定しているところ、その文言からすれば明らかに改定の基準時（ないし基準月）は、資格喪失日の翌月とされているのであり、上記のような解釈は文言から離れるものといえる。そもそも、改定とは通常将来の給付に向かってなされるものであり、法律上明文の規定なく遡及的裁定が原則として認められると解することには疑問があり、また、そのような解釈が許容されるべき根拠も厚年法において特段見受けられないように思われる²⁴⁾。

エ 経済的出捐と受給額の対価的相関性

原審及び第一審判決は、60歳に達し特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得

23) 青谷和夫「年金の基本権と支分権およびその消滅時効」民商54巻2号163頁（168頁）。なお、「ひとたび発生した支分権は、その後は独立した権利となる」（同頁）とされるが、それは基本権が消滅しても支分権自体は消滅しないといった意味である（法36条1項はまさにその性質を捉えた規定となっている）。

24) 齋藤前掲注10) 137頁の言及する「遡及改定」も原審と同様の意味と推察される。齋藤は、昭和60年法改正の趣旨や「経過問題」の適切な解決の観点から、そのような遡及改定を許容すべきと指摘するが、第3、3、②、イで指摘したとおり、経過措置としての激変緩和措置の性質からすればそれらをもって文言上容易には読み取れない「遡及改定」の導出根拠となし得るかは疑問が残る。

した以降も、被保険者となっている者は引き続き保険料の負担という出捐を課されている以上、被保険者としての資格を喪失した後は、それに対応する受給がなされるべきであると指摘する（原審の理由④、第一審の理由②）。確かに、法81条2項は、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収する」と規定し、法43条1項は、「老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間」を原則として計算の基礎とするとしているため、経済的出捐と受給額は対価的な相関性を持たせるのが法の趣旨とも考えられる。そして、例外的に、法43条2項が、受給権取得後の被保険者期間を計算の基礎から除外するとしており、同条3項の第2要件（待期間要件）が2項の潜脱防止にその趣旨があるのであれば²⁵⁾、当該要件は、「例外を解除し、原則へ戻す」性質を有していることになる。原審及び第一審判決の理由付けの根底には、恐らくこういった理解が存在していたものと推察される。

もっとも、以上の論理は、上記原則（出捐と受給額の対価的相関性）が、まさしく「原理・原則」として認められる場合に成立するものと言えよう。対して、上告審は「老齢厚生年金が保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有している」とまでは評価するものの、それ以上については言及をしておらず、むしろ、受給権を失った月における年金の支給に対し退職改定がなされない結論にとって、かかる性格は障害とはならないと判示している。

この点をどのように考えるべきか。「老齢厚生年金が保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有している」ことと、「出捐と受給額の対価的相関性」が貫徹されることは同義か²⁶⁾という問題を考えるに当たっては、まず、老齢厚生年金の性質を検討する必要がある。確かに、老齢厚生年金は、「社会扶助方式」²⁷⁾ではなく、「社会保険方式」²⁸⁾とされる。そして、そこで機能す

25) 前掲注15) 及びその本文参照。

26) 以下の議論は、堀前掲注22) 53頁以下によるところが大きい。

27) 障害基礎年金や老齢福祉年金等。保険の仕組みを用いなくて社会保障の給付を行う保障方式であり、国家による扶助（assistance）の仕組みである。社会保険方式が保険料の納付が必要であるこ

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

る原理は、主として保険原理（給付反対給付均等の原則・貢献給付原則）である。もっとも、厚生年金のように、社会保障の保障方法としての社会保険は、国民の生活保障に主眼があるのであり²⁹⁾、「扶助原理」（一方的・公権的な扶助（assistance）の原理）にも基づかざるを得ないのは事実である（その点で、いわゆる私保険とは性質が異なる³⁰⁾）。

したがって、ここに「立法政策」ないし「立法裁量」が入る余地が認められ³¹⁾、その結果、出捐と受給額の対価的相関性を「貫徹」ではなく「可及的な実現」で足りると解する余地も出てくると言えよう³²⁾。そうすると、法43条3項が「例外を解除する性質」を有するとしても、上告審の結論をなお肯定することも可能と思われる。特に、上告審の主たる理由付けは上述の「基本権と支分権の理屈」にあると考えられ、「老齢厚生年金が保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有していることは、以上の解釈を左右するものではない」という程度の判示態度からすれば、対価的相関性の非貫徹さえ導ければ上告審としては十分と考えたのではないかと推察される。

とから拠出制と呼ばれるのに対して、社会扶助方式は無拠出制と呼ばれることがある。

28) 国民年金や厚生年金。保険の仕組みを用いて社会保障の給付を行う保障方式であり、保険料の納付が必要とされる。拠出制。

29) 公的年金の目的、性格について、堀前掲注22) 47頁以下は、①保険金説、②強制貯蓄の払戻金説、③賃金の後払い説、④功勞報奨説、⑤休息権保障説、⑥損失補償説、⑦生活保障説があるとして、現在においては⑦説が妥当とする。また、遺族年金や退職年金について、同説と同じ趣旨の判示をするものとして、最判昭和58年4月14日民集37卷3号270頁及び最大判平成5年3月24日民集47卷4号3039頁を挙げる。

30) 国民年金についてこの点を指摘するものとして、名古屋地判平成17年1月27日判タ1199号200頁がある。

31) 前掲注8) 66頁の判例時報の匿名コメントは、「そもそも社会保障関係給付の受給権の要素としてうべき給付内容を実体法上どのような方法で確定するかは、立法政策により決められるものである」と指摘する。

32) 堀前掲注22) 61頁は、例えば、老齢厚生年金において、同じ保険料率が適用される男女において、平均的に長寿の女性の方が有利になるのも、保険原理が貫徹されず、扶助原理が働いている例である、とする。

(3) まとめ

以上見てきたところからすれば、原審の理由付けから、その結論の文理上の難点を克服するだけの有力な補強材料を見出すことは困難と思われ、上告審の示した理由付け及び結論を妥当と考える。

4 おわりに

本件で問題となったのは、何らかの（裁量基準・解釈基準や委任命令等の）解釈媒体を介して示された行政解釈ではなく、個別の処分に当たって示された行政解釈である。法規命令や裁量基準・解釈基準において示される行政解釈に対する司法審査については、一定の先行研究の蓄積があるもの³³⁾、個別の処分や施策の運用に当たって示された解釈について、どのような密度で司法審査がなされるかについて明確に記したものは殆ど見当たらない状況と考えられる。

そこで、同様に何らかの解釈媒体を介さずに示された行政解釈に係る他の判例との比較で本件上告審判決を評価することが重要となってくるが、本件との比較で興味深いのは、混合診療禁止の原則について判断をした最判平成23年10月25日民集65巻7号2923頁である³⁴⁾。同最判は、本件とは異なり、文理上読み取ることが困難であった「保険給付外原則」を、立法趣旨に照らして解釈によって導出したものであるが、その背景には、当該解釈を採ることを支える強力な補強材料（国民皆保険制度を前提とする公的医療平等論や、混合診療が解禁された場合の社会経済や国家財政への弊害の程度など）があった事案であったと考えられる。他方で、本件は、上告審はむしろ文理に比較的沿う行政解釈を肯定した事案と言えるのであり、むしろ原審及び第一審判決の方が、文理か

33) 委任命令については、正木宏長「委任命令の違法性審査—委任命令の内容に着目して—」立命館法学355号76頁（2014）、行政規則に関しては、常岡孝好「解釈基準の裁判規範性」判例時報2378号32頁（2018）、同「行政立法の法的性質と司法審査（四・完）」自治研究91巻2号3頁（2015）、高橋正人「行政規則の外部効果に関する一考察—解釈基準・裁量基準の裁判規範性を中心に—」静岡大学法政研究20巻4号31頁（2016）等参照。

34) 同最判に関する評釈については、拙稿「判批」自治研究89巻6号120頁を参照。

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による特別支給の老齢厚生年金について、同法43条3項の規定による退職改定の要否が問題となった事例

らはより逸れる結論を採っていた。そこで、そういった下級審判決の示した解釈を支える補強材料の有無を本稿では検討してきたわけであるが、結論として、上記平成23年最判で問題となったような制度の根幹にかかわるような材料はない事案であったと評価するのが妥当と思われる。混合診療が解禁される場合の経済的・財政的波及効果に比して、特別支給の老齢厚生年金の最終支給月における退職改定がなされるか否かという問題は、計算の基礎となるのが60歳以降資格喪失日までという期間が短いことも相俟って、国家や社会に対して重大な影響を及ぼすようなものでもなかったものであり、また、国民皆保険原則や公的医療平等論に比肩するような、退職改定が貫徹されるべきことを求める原理原則も認められない事案であった。原審が指摘するように、本件における給付額の差額も看過されるべきものでないかもしれないが、他方で、解釈選択に当たり国家財政ないし社会経緯への影響の程度といったものが積極又は消極的に考慮されるものであることもまた事実と思われる。